

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

我が国は、本年1月8日に発出した新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発出に伴い、同解除宣言が発せられるまでの間、日本人も含め全ての入国者・再入国者・帰国者に対して、(出国前72時間以内の検査証明の提出に加え)日本の到着空港において検査を実施しています(注:当館が発出した1月10日付メールでお知らせしたとおりです)。

検査後は検査結果が通知されるまで空港内にて待機する必要がありますので、日本到着後のご予定については時間に余裕を持って計画されることをおすすめします。

最新の新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置についてはこちらをご確認下さい。(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4\_005130.html)

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

**【問い合わせ先】**

在パプアニューギニア日本国大使館

住所:Godwit Road、Waigani、Port Moresby、NCD、Papua New Guinea

電話:3211800

国外からは(国番号 675) 321-1800

E-mail:sceoj@pm.mofa.go.jp

ファックス:323-0153

国外からは(国番号 675) 323-0153

ホームページ:http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html